吸収分割に係る事前開示書類

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項）
（会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項）

株　式　会　社　ア シ ッ ク ス

株　式　会　社　ＯＴ　ＧＲＯＵＰ

2026年11月20日

吸収分割に係る事前備置書類

（吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）
（吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項）

神戸市中央区三宮町一丁目2番4号
株式会社アシックス
代表取締役社長ＣＯＯ　富永　満之

東京都港区北青山二丁目14番4号
株式会社OT GROUP
代表取締役社長ＣＥＯ　庄田 良二

株式会社アシックス（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社OT GROUP（以下「承継会社」といいます。）は、2026年10月1日付で吸収分割契約を締結し、2027年1月1日23時59分を効力発生日として、分割会社が行うオニツカタイガーブランドに係る事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。
本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項、同第794条第1項）
　別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項について定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ、同第192条第1号）
　本吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対し、承継する権利義務に代わる対価として、承継会社の普通株式400株を交付いたします。当該対価につきましては、承継会社が分割会社の完全子会社であることを踏まえ、分割会社及び承継会社が協議のうえで決定したものであり、相当であると判断しております。
　また、本吸収分割に伴い増加する承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び分割会社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って決定する

ものであり、相当なものであると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号、同第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び 6 号に関する事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号、同第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、同第 192 条第 6 号）

（1）成立の日における計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ、同第 192 条第 6 号ロ）

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、最終事業年度は存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

（2）成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

（3）成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ、同第 192 条第 6 号イ）

① 増資

承継会社は、2026 年 4 月 30 日付で、資本金及び資本準備金を、それぞれ 375 百万円増加させております。なお、本増資により新たに発行された株式については完全親会社である分割会社がすべて引き受けております。

② 借入

承継会社は、分割会社との間のキャッシュ・マネジメント・システムにより、分割会社から資金を借り入れております。当該借入に係る残高は日々変動しておりますが、2026 年 10 月 31 日時点の借入残高は 2,976 百万円であります。

③ 子会社の設立

承継会社は、2026 年 10 月 31 日までに計 8 社を設立しております。これらの設立に際し、承継会社が行った出資の総額は 3,720 百万円であり、いずれも承継会社の完全子会社（間接保有を含みます。）であります。

6. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号、同第 192 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の Web サイトによりご覧いただけます。

https://corp.asics.com/jp/investor_relations/library/quarterly_report

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）

別紙 3 のとおりです。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、同第 192 条第 4 号ハ）

① 剰余金の配当

分割会社は 2026 年 3 月 26 日に総額 11,338,165,840 円の剰余金の配当を実施し、同年 8 月 20 日に総額 14,178,218,060 円の剰余金の配当を実施いたしました。

② 自己株式の取得

分割会社は 2026 年 9 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項第 1 号及び定款第 39 条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、2026 年 9 月 10 日から 2027 年 3 月 31 日までを取得期間として市場買付により自己株式を取得しております。

上記決議に基づき、2026 年 10 月 31 日までに取得した自己株式の総数は 4,199,400 株、取得価額の総額は 16,999,719,600 円であります。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、同第 192 条第 7 号）

分割会社は、本吸収分割の効力発生後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生後の分割会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されておりません。

承継会社についても、本吸収分割により分割会社から承継する負債を賄うに十分な資産を有しており、本吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

8. 備置開始日後、吸収分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号、同第 192 条第 8 号）

備置開始日後、本吸収分割が効力発生日までの間に上記の事項に変更が生じた場合には、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以　上



吸収分割契約書

株式会社アシックス（以下「**甲**」という。）及び株式会社 OT GROUP（以下「**乙**」という。）は、甲が承継対象事業（第 1 条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が行っているオニツカタイガーブランドに係る事業（以下「**承継対象事業**」と総称する。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社アシックス

住所：兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目 2 番 4 号

（大和神戸ビル）

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社 OT GROUP

住所：東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生時（第 6 条において定義される。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生時において、乙が免責的債務引受の方法によりこれを引き受ける。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式）

乙は、本吸収分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式 400 株を甲に対して交付する。

第 5 条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に従って、乙が定める。

第 6 条（効力発生時）

本吸収分割は、2027 年 1 月 1 日 23 時 59 分（以下「**本効力発生時**」という。）にその効力を生ずるものとする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生時を変更することができる。

第 7 条（競業避止義務）

甲は、本効力発生時以降においても、承継対象事業に関し、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第 8 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
2. 乙は、本効力発生時の前日までに、本吸収分割につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得るものとする。

第9条（会社財産の管理等）

本契約の締結日から本効力発生時に至るまでの間、甲は善良なる管理者の注意をもって承継対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をするものとし、それぞれ本吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙間で協議するものとする。

第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生時に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書を書面または電磁的記録により作成し、各当事者がそれぞれ記名押印又は電子署名により締結する。

2026年10月1日

甲：　兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目2番4号
（大和神戸ビル）
株式会社アシックス
代表取締役　富永 満之

乙：　東京都港区北青山二丁目14番4号

株式会社OT GROUP
代表取締役　庄田 良二

別紙　承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は、効力発生時（以下「**基準時**」という。）における以下の権利義務とする。

1. 資産

甲が所有する承継対象事業に属する以下の資産。

(1) 流動資産（なお、現預金、売掛金、未収入金については含まないものとする。）

(2) 固定資産（以下の会社の発行済株式を含むがこれらに限られない。）

(a) オニツカタイガージャパン株式会社
(b) オニツカイノベーティブファクトリー株式会社
(c) Onitsuka Tiger Taiwan Co., Ltd.
(d) 주식회사오니츠카타이거코리아(Onitsuka Tiger Korea Co., Ltd.)
(e) Onitsuka Tiger Europe Ltd.
(f) Onitsuka Tiger Italia S.r.l.
(g) Onitsuka Tiger France S.A.S
(h) Onitsuka Tiger Netherlands B.V.
(i) Onitsuka Tiger Deutschland GmbH
(j) Onitsuka Tiger Iberia S.L.
(k) Onitsuka Tiger Asia Pacific Pte.Ltd.
(l) PT Onitsuka Tiger Indonesia

(3) 上記に掲げる資産のほか、承継対象事業に属する一切の資産

(4) 除外される資産

上記にかかわらず、以下に掲げる資産については承継される資産に含まれないものとする。

(a) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）
(b) 甲乙間で別途合意した資産

2. 債務

甲が負担する承継対象事業に属する債務。但し、下記記載の債務は承継される債務に含まれない。

(1) 買掛金
(2) 未払金
(3) 甲乙間で別途合意した債務

3. 承継する雇用契約

基準時時点において、承継対象事業に主として従事する甲の従業員（従事予定の甲の内定者も含む。）との間の一切の雇用契約（当該内定者との間の始期付解約権留保付雇用契約も含む。）及びこれに付随する権利義務（但し、甲乙間で別途合意したものは除く。）。

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

甲が基準時時点において締結している、承継対象事業に属する契約及び当該契約に基づく権利義務。

以上

承継会社の成立の日における貸借対照表（2026年2月25日時点）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	1,000
預け金	1,000
資産合計	1,000

科目	金額
（純資産の部）	
株主資本	1,000
資本金	1,000
負債・純資産合計	1,000

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

臨　時　計　算　書　類

2026年1月　1日から
2026年9月30日まで

株　式　会　社　ア シ ッ ク ス

代表取締役社長ＣＯＯ　富　永　満　之

Ⅰ 臨時貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	87,819
現金及び預金	16,340
売掛金	15,040
仕掛品	0
原材料及び貯蔵品	64
前払費用	3,108
関係会社短期貸付金	7,188
未収入金	45,773
その他	307
貸倒引当金	△ 4
固定資産	94,288
有形固定資産	8,642
建物	4,307
構築物	141
機械装置及び運搬具	28
工具、器具及び備品	670
土地	2,812
リース資産	296
建設仮勘定	384
無形固定資産	32,159
ソフトウエア	30,787
リース資産	250
その他	1,121
投資その他の資産	53,485
投資有価証券	439
関係会社株式	42,987
出資金	0
関係会社出資金	3,240
関係会社長期貸付金	1,642
長期前払費用	225
敷金及び保証金	1,506
繰延税金資産	4,852
その他	537
貸倒引当金	△ 1,945
資産合計	182,107

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	64,126
電子記録債務	221
買掛金	1,923
短期借入金	4,273
1年内償還予定の社債	25,000
リース債務	221
未払金	1,206
未払費用	9,940
預り金	18,122
賞与引当金	3,115
その他	99
固定負債	13,676
社債	10,000
リース債務	321
退職給付引当金	1,961
その他	1,394
負債合計	77,803
（純資産の部）	
株主資本	104,232
資本金	23,972
資本剰余金	6,000
資本準備金	6,000
利益剰余金	86,049
その他利益剰余金	86,049
別途積立金	8,000
繰越利益剰余金	78,049
（臨時期間純損益）	(72,056)
自己株式	△ 11,790
評価・換算差額等	△ 150
その他有価証券評価差額金	△ 34
繰延ヘッジ損益	△ 116
新株予約権	223
純資産合計	104,304
負債・純資産合計	182,107

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

Ⅱ 臨時損益計算書（2026年１月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
営業収益		
ロイヤルティ収入等	44,945	
その他の営業収入等	1,723	46,669
営業費用		45,956
営業利益		713
営業外収益		
受取利息	195	
受取配当金	70,027	
受取賃貸料	289	
移転価格税制調整金	1,574	
その他	144	72,231
営業外費用		
支払利息	384	
社債利息	129	
為替差損	1,300	
貸倒引当金繰入額	233	
賃貸収入原価	400	
その他	81	2,529
経常利益		70,415
特別利益		
固定資産売却益	3,129	3,129
特別損失		
固定資産除却損	21	
固定資産売却損	0	
関係会社株式評価損	171	
減損損失	126	
転身支援等費用	243	562
税引前臨時期間純利益		72,982
法人税等		925
臨時期間純利益		72,056

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

Ⅲ　注記関係

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法、ただし、債券については償却原価法

②　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

③　棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　・・・・２年～50年

機械装置及び運搬具・・・・２年～12年

工具、器具及び備品・・・・２年～20年

②　無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権などの貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

②　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① ライセンスの供与

当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を、ライセンス先の企業が販売することによりロイヤルティ収入が生じております。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。

② コミッション収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他臨時計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務などにつきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

ヘッジ対象

為替予約及び通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

当社は、主に材料の輸入による買入債務などの為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引及び通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップ及び通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容などによりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

② 臨時決算特有の会計処理

退職給付費用につきましては、事業年度の合理的な見積額を期間按分する方法により計上しております。

法人税等につきましては、臨時会計年度を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、臨時会計年度の税引前臨時期間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

２．保証債務

子会社のリース取引に対し、保証を行っております。

リース取引に対する債務保証

アシックスアメリカコーポレーション	2,750百万円
アシックスデジタル Inc.	292百万円
オニツカタイガーノースアメリカ Co., Ltd.	2,234百万円
合　　計	5,277百万円

３．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２６年１１月１１日

株式会社アシックス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　徳野大二

監査意見
当監査法人は、会社法第４４１条第２項の規定に基づき、株式会社アシックスの２０２６年１月１日から２０２６年９月３０日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の臨時計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該臨時計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「臨時計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した臨時計算書類を含む開示書類に含まれる情報のうち、臨時計算書類及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

臨時計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して臨時計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない臨時計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
臨時計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき臨時計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

臨時計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての臨時計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、臨時計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　臨時計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として臨時計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において臨時計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する臨時計算書類の注記事項が適切でない場合は、臨時計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　臨時計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた臨時計算書類の表示、構成及び内容、並びに臨時計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2026 年 1 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの臨時計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、臨時計算期間に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 11 月 12 日

株式会社アシックス　監査等委員会

常勤監査等委員　倉本　学

監査等委員　横井　康

監査等委員　江藤　真理子

（注） 監査等委員　横井康及び江藤　真理子は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。